

入札説明書

平成 30 年札幌市告示第 3386 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 平成 30 年 6 月 26 日

2 契約担当部局

〒003-0026 札幌市白石区本通 14 丁目南 5-32

札幌市白石区土木部維持管理課事務係 電話 (011) 864-8125 FAX 011-864-4530

3 入札に付する事項

(1) 調達件名

JR 白石駅自由通路で使用する電力

(2) 調達件名の特質等 仕様書による。

(3) 調達期間 平成 30 年 10 月 1 日 0 時から平成 31 年 9 月 30 日 24 時まで

(4) 予定使用電力量及び需要場所

188,200 kWh

需要場所は、JR 白石駅自由通路（札幌市白石区平和通 3 丁目北 6）

(5) 入札方法

総価で入札に付する。入札金額は、仕様書等に示した契約容量、契約電力又は契約電流（以下「契約電力等」という。）及び予定使用電力量に、入札者が設定した契約電力等に対する月額単価（基本料金。消費税及び地方消費税の額を含む。）及び使用電力量に対する単価（電力量料金。消費税及び地方消費税の額を含む。）を乗じて得た額の合計の 108 分の 100 に相当する金額（小数点第三位切り上げ）を入札書（別紙 1）に記載すること。

なお、入札金額の算出基礎として、契約単価積算内訳書（入札書別紙。以下「内訳書」という。）を入札書に添付するとともに、内訳書で表示していない単価を積算の基礎としているときは、その根拠となる単価及び計算式を明示した資料を併せて提出すること。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の 108 分の 100 に相当する金額（小数点第三位切り上げ）を入札書に記載する

こと。

4 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「電力業」に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者又は同法第 2 条第 1 項第 9 号に基づく一般送配電事業者としての許可を受けた者であること。
- (4) 本公告に示した電力を確実に安定して供給し得ることを証明した者であること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記 2 に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
平成 30 年 7 月 20 日（金）17 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）
- (3) 開札の日時及び場所
平成 30 年 7 月 23 日（月）10 時 00 分
開札場所は、札幌市白石区土木部維持管理課 白石区土木センター B 会議室
- (4) 入札書の提出方法
ア 入札書は別紙 1 の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「平成 30 年 7 月 23 日 10 時 00 分開札〔調達件名〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。
イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「平成 30 年 7 月 23 日 10 時 00 分開札〔調達件名〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができな

い。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までには委任状（別紙２）を提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 4 条及び第 41 条による入札参加資格要件の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札書は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の不備があったとき

(7) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数

は、原則として2回を限度とする。

6 本件の仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問の提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

(2) 質問の提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から平成30年7月11日までの間に提出すること。

(3) 質問に対する回答

区ホームページに掲載する。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

要。契約を締結しようとする者は、落札金額（仕様書別紙一覧に示した契約電力及び予定使用電力量に、契約単価を乗じて得た金額の合計。）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、下記の書類を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

① 電力供給誓約書（別紙3）

② 接続供給契約に関する証明書（写）（ただし、一般送配電事業者は提出不要とする。）

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等については、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最

低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約方法

落札者が入札において提示した月単位の基本料金及び電力量料金の単価で契約する。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別紙4のとおり

以 上

電力調達仕様書（高圧）

1 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、JR 白石駅自由通路で使用する電力の調達について適用する。

- (2) 需要場所 } 別紙「仕様書別記一覧」のとおり
(3) 用途 }

2 調達仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式
イ 供給電圧（標準電圧）
ウ 計量電圧（標準電圧）
エ 標準周波数
オ 受電方式
カ 自家発電設備
キ 蓄熱設備等
- } 別紙「仕様書別記一覧」のとおり

(2) 契約電力（最大使用電力）及び予定使用電力量

- ア 契約電力 50kw
イ 予定使用電力量 188,200kWh

(3) 調達期間

平成 30 年 10 月 1 日 0 時から平成 31 年 9 月 30 日 24 時まで

(4) 需給地点

- (5) 電気工作物の財産分界点 } 別紙「仕様書別記一覧」のとおり
(6) 保安上の責任分界点 }

(7) 力率

力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率とする。

力率の単位は、パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位を四捨五入とする。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100 パーセントとする。）

(8) その他

ア 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び契約書、仕様書に定めのないその他の供給条件については、北海道管内の一般送配電事業者が定める供給条件によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 100%とし、燃料費調整額

及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を考慮しないこと。

イ 電力供給事業者が変更となる場合、落札者は、契約締結後遅滞なく変更に必要な申込み等を行うこと。

仕様書別記一覧

需要場所	JR白石駅自由通路		
需要場所住所	〒003-0029 札幌市白石区平和通3丁目北6		
通知等送付先	〒003-0026 札幌市白石区本通14丁目南5-32		
供給地点特定番号	01-1033-2247-0020-0415-4000		
用途	JR白石駅自由通路		
供給電気方式	交流3相3線式		
供給電圧(標準電圧)(V)	6,000		
計量電圧(標準電圧)(V)	6,000		
標準周波数(Hz)	50		
受電方式	1回線受電		
需給地点	北海道電力株式会社の41画43区63図34番54の27柱に施設した北海道電力株式会社の分岐開閉器負荷側接続地点。		
電気工作物の財産分界点	需給地点に同じ。但し取引用計量装置は除く。		
保安上の責任分界点	需給地点に同じ。		
自家発電設備	無		
備蓄設備等	無		
現在の契約者	北海道瓦斯株式会社		
旧一般電気事業者との契約種別	業務用ウィークエンド電力		
予定契約電力等	50kw		
年間予定使用電力使用量(kwh)	188,200		
10月	平日	10,100	
	休日	4,500	
11月	平日	10,900	
	休日	6,000	
12月	平日	14,500	
	休日	6,600	
1月	平日	13,400	
	休日	8,200	
2月	平日	13,100	
	休日	6,000	

	3月	平日	12,500
		休日	5,300
	4月	平日	9,700
		休日	4,700
	5月	平日	7,600
		休日	5,500
	6月	平日	8,800
		休日	3,300
	7月	平日	8,000
		休日	4,300
	8月	平日	8,900
		休日	3,600
	9月	平日	8,500
		休日	4,200

入 札 書

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	拾	銭
入札金額												
調達件名	JR白石駅自由通路で使用する電力											

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
入 札 者 商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

入札代理人 氏 名 印

備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。

2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

委任状

年 月 日

(あて先)
札幌市長

住 所
委任者 商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

調達件名 JR 白石駅自由通路で使用する電力

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者 氏 名 印

- 備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。
2 代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印を押印すること。
3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

契 約 書

札幌市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、JR 白石駅自由通路で使用する電力の調達に関し、以下の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、仕様書その他の関係書類に基づき、発注者がこの契約書の頭書に記載する電力の需要に応じて電力を供給し、発注者はこれに対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約単価は、この契約書の別紙「単価一覧」の単価とし、この単価は消費税及び地方消費税を含むものとする。

（契約期間）

第3条 契約の期間は、平成30年10月1日から平成31年9月30日までとする。ただし、発注者は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することができる。

（契約保証金）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額（発注者があらかじめ示した購入予定数量を基にして第11条第2項の規定により計算して得た額）の100分の10以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（契約電力）

第6条 この契約における契約電力（契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）は、仕様書に規定する契約電力による。

（契約電力の変更）

第7条 契約電力が500kW以上の施設において、前条に規定する契約電力を変更する必要があると認めるときは、発注者と受注者が協議のうえ、これを変更することができる。

2 発注者が、前項の変更を行わず、契約電力を超えて電力を使用した場合は、受注者の責に帰する場合を除き、当該超過分に係る代金（以下「超過金」という。）を支払うものとする。この場合において、超過金の金額は発注者と受注者が協議のうえ決定する。

3 契約電力が500kW未満の施設の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とし、契約電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

（使用電力量の増減）

第8条 発注者がこの契約により使用する電力量（以下「使用電力量」という。）は、発注者が仕様書で示した予定電力量を上回り、又は下回ることができる。

（計量及び検査）

第9条 計量日時は発注者と受注者が協議のうえ各月ごとに定めるものとし、受注者は、発注者の最大需要電力（需要電力の最大値であって、託送用計器により計量される値をいう。）及び使用電力量を、計量器に記録された値により計量をし、その結果について発注者に通知のうえ、10日以内に発注者の指定する職員（以下「検査員」という。）による検査を受けなければならない。

2 上記のほか、検査に必要な事項は、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める。

（電気料金の算定期間）

第10条 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までとする。

（電気料金の算定及び支払）

第11条 受注者は、第9条第1項の規定による検査に合格したときは、電気料金の支払を請求することができる。

2 前項の電気料金は、次の各号に掲げる料金を合算した金額を需要場所ごとに算定する。

(1) 電気料金（別紙一覧に規定する契約電力に、単価一覧の基本料金契約単価を乗じて計算した金額と、該当期間の使用電力量に単価一覧の電力量料金契約単価を乗じて計算した金額）

(2) 力率の変動、燃料費調整、その他の要因（当該地域における電気事業法（昭

和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定される一般送配電事業者(以下「一般送配電事業者」という。)が定める託送条件等)による電気料金の調整額

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

3 前項の電気料金の算定に際し1円未満の端数が生じる場合は、前項第1号及び第2号に掲げる金額を合算した金額の端数を切り捨てた金額と前項第3号に掲げる金額の端数を切り捨てた金額の合計により算定するものとする。

4 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に第1項に規定する電気料金を支払わなければならない。

5 請求にあたり、需要場所ごとに算定した電気料金の取りまとめが必要な場合は、発注者と受注者が協議のうえ、取り決めるものとする。

6 発注者の責に帰すべき事由により、第1項の規定による電気料金の支払が遅れた場合において、受注者は、支払期日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じて延滞利息を請求することができる。

7 発注者がその責に帰すべき事由により第9条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、第4項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間はその超えた日において満了したものとみなす。

8 第6項の延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合で算定した金額とする。

(算式) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 \times 8/108

なお、消費税等相当額及び算式により算定された金額の単位は1円とし、端数は切捨てとする。

(事情変更)

第12条 この契約を締結した後において、需要場所の増減、契約電力の増減、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定又は改廃その他経

済事情の変化等により契約条件が著しく不適當となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の協議は、文書をもって相手側に申し入れるものとする。

3 電気料金の算定の基礎となる燃料費の変動により契約単価を変更する必要性が生じた場合は、受注者は、前2項の規定にかかわらず、文書による通知をもって協議に代えることができる。ただし、発注者が当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し出た場合は、この限りでない。

(損害賠償の負担)

第13条 受注者は、自己の責による電力供給の停止等により発注者に損害(第三者に及ぼした損害を含む。)を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、発注者が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、受注者は、発注者に協力するものとする。

3 第1項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者協議のうえ、これを定める。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加できなくなったとき。

(2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。

(3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。)が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的

に關与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは關与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に關連する契約（トにおいて「關連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホのいずれかに該当する者を關連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに応じなかったとき。

(5) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、当該各号に該当することとなった日から契約期間の満了日までの間に対応する購入予定数量を基にして第11条第2項の規定により計算して得た額の100分の10に相当する金額を賠償金として請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法

(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 第1項の規定により契約を解除された場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(談合行為に対する措置)

第15条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による電力の供給後についても同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
 - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
- 3 前項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者協議のうえ、これを定める。

(資料の提供)

第17条 受注者は、発注者が電力の使用及び電気料金に関する資料を必要とするときは、その請求に応じてこれらの資料を提供するものとする。

(守秘義務)

第18条 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行にあたり知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはな

らない。契約期間の満了後においても同様とする。

- 2 前項の規定は、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続きにより開示するときは適用しないものとする。

(契約保証金の返還)

第19条 発注者は、受注者が契約期間中の電力の供給を完了したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(雑則)

第21条 受注者は、この契約書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（第34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他労働及び社会保険に関する法律を遵守するものとする。

- 2 この契約書に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 月 日

発注者 札幌市
代表者 市長 秋元 克広

受注者 住 所
氏 名

単 価 一 覧

1 基本料金

契約電力 1 キロワットにつき	円 銭
-----------------	-----

ただし、上記金額は次のア、イの条件に従い、力率に応じた割引又は割増を行う。

ア 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントとする。）とする。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなす。

イ 力率が 85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しする。

なお、平均力率の算定式は、次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100 \text{ (パーセント)}$$

※平均力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

※有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバル時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

2 電力量料金

平日・休日により異なる料金で契約を締結する場合、次のとおり記載。

電力量料金は、その 1 月の平日・休日別の使用電力量によって算定することとし、平日に使用された電力量には平日料金を、休日に使用された電力量には休日料金をそれぞれ適用する。

	平日料金	休日料金
1 キロワット時につき	円 銭	円 銭

なお、休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、および 12 月 31 日をいう。

なお、電力量料金は、燃料費調整を行うこととし、その方法は、当該地域における旧一般電気事業者の小売部門（みなし小売電気事業者）が用いる方法を準用する。

仕様書の内容等に対する質問票

平成 年 月 日

白石区土木部維持管理課 あて

会社名

電話番号

FAX番号

担当者氏名

入札予定日	平成30年7月23日(月)
調達件名	JR白石駅自由通路で使用する電力
質問内容	

※回答はホームページに掲載いたします。

※提出期限 平成30年7月11日(水)午後5時

《質問票提出先》

札幌市白石区本通14丁目南5-32

白石区土木部維持管理課

TEL 011-864-8125

FAX 011-864-4530

電力供給誓約書

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
入札者 商号又は名称
職・氏名 印

私は、電気事業法その他電気事業に係る法令又はこれらの関係法令に基づく命令若しくは処分等に違反した事実がなく、今後もこれらの関係法令等を遵守することを誓約するとともに、下記の入札に関して、私が落札者となり契約を締結したときは、契約条項等を遵守のうえ、適正な電力の供給に務めます。

また、私は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことはありません。

記

- 1 件 名
JR 白石駅自由通路で使用する電力
- 2 予定使用電力量
188,200 kWh
- 3 調達期間
平成30年10月1日から平成31年9月30日まで